

1. 平成28年第5回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成28年12月16日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第151号 負担付き寄附の受納について
- 日程3 議案第152号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程4 議案第153号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程5 議案第154号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第155号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程7 議案第156号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第157号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第158号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関
する条例の制定について
- 日程10 議案第159号 郡上市清流長良川等保全条例の制定について
- 日程11 議案第160号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第170号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について
- 日程13 議案第171号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理
者の指定について
- 日程14 議案第172号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程15 議案第173号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程16 議案第174号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程17 議案第175号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について
- 日程18 議案第176号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定
について
- 日程19 議案第177号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について
- 日程20 議案第178号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指
定について
- 日程21 議案第179号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指
定について

- 日程22 議案第180号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定について
- 日程23 議案第181号 すみれ作業所及びぽぶらの家の指定管理者の指定について
- 日程24 議案第183号 財産の取得について
- 日程25 請願第10号 原子力発電からの速やかな撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書採択についての請願書
- 日程26 陳情第 3号 免税軽油制度の継続を求める陳情
- 日程27 陳情第 4号 「「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情
- 日程28 議 発 第15号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程29 議報告第10号 中間報告について
- 日程30 議報告第11号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程31 議報告第12号 諸般の報告について（行政監査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程31まで

日程32 議 発 第16号 免税軽油制度の継続を求める意見書

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	三 島 一 貴	2 番	森 藤 文 男
3 番	原 喜与美	4 番	野 田 勝 彦
5 番	山 川 直 保	6 番	田 中 康 久
7 番	森 喜 人	8 番	田 代 はつ江
9 番	兼 山 悌 孝	10 番	山 田 忠 平
11 番	古 川 文 雄	12 番	清 水 正 照
13 番	上 田 謙 市	14 番	武 藤 忠 樹
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
17 番	清 水 敏 夫	18 番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	石 田 誠	理事兼総務部長	田 中 義 久
市長公室長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	福 手 均
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
会 計 管 理 者	乾 松 幸	消 防 長	川 島 和 美
郡上市民病院		国保白鳥病院	
事 務 局 長	尾 藤 康 春	事 務 局 長	藤 代 求
郡 上 市			
代表監査委員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長 岡 文 男	議会事務局 議会総務課 課 長 補 佐	加 藤 光 俊
議会事務局 議会総務課主査	武 藤 淳		

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。

議員の皆様方には12月1日開会以来、それぞれ執務、大変御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくをお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 森喜人君、8番 田代はつ江君を指名いたします。

◎議案第151号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程2、議案第151号 負担付き寄附の受納についてを議題といたします。

産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） おはようございます。それでは、審査の結果につきまして報告をさせていただきます。

平成28年12月1日開会の平成28年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました負担付き寄附の受納1議案につきまして、平成28年12月12日開催の第5回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第151号 負担付き寄附の受納について。

審査に当たり、議案第151号、議案第158号及び議案第176号の3件は、関連があるため、一括議題として説明を求め、一括質疑の後、採決を行いました。

商工観光部長から、奥濃飛白山観光株式会社より寄附の申し出のあった郡上八幡ホテル積翠園の寄附財産の概要、経営状況などについて説明があり、受納後は市民参加の多様な交流活動を促進し、地域経済の活性化に寄与するため、郡上市滞在型コンベンション施設としてホテル積翠園を設置するための条例を制定すること。また、無償譲渡の後、最初の期間の指定管理者に奥濃飛白山観光株

式会社を指定することが寄附の条件であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から寄附を受けるのは建物とあるが、リース物件などの備品も全てなのかとの質問があり、リースに関しては市ではなく指定管理者が契約をすることになるとの説明がありました。

今回、寄附の申し出があった奥濃飛白山観光株式会社は、積翠園以外にひるがの高原にも資産はなかったのかとの質問があり、現在の営業資産は積翠園のみである。以前はひるがの高原スキー場も営業していたが、現在は経営者が変わっているとの説明がありました。

無償譲渡後、最初の期間を指定管理するという負担付き寄附は、今後の経営計画などについて市と役員との間で話はできているのかとの質問があり、役員とはまだ話し合いはされていないが、安定的な経営を行うため、客室の増室・リニューアルを含め、コンベンション機能の強化など、協議の中で確認を進め、必要経費については改修計画ができた段階で負担割合を協議するとの説明がありました。

インバウンド対策として、社員の増員などに経費がかかるのではないのかとの質問があり、経営方針次第ではあるが、今後社員の増員はあり得るとの説明がありました。

指定管理を行うこととなった場合、副市長が社長という立場につかれるのはいかがなものか、今後も役員として残るならば、監査役が適切ではないのかとの意見が出され、法的には問題はない。株主総会までの一定期間まで務めるが、その時点で株主構成が変わり、取締役会が開かれて、代表取締役などの役員構成ははっきりしてくるとの説明がありました。

役員としてつくことに違法性がないにしても、市が税金を投入して増資を行った場合、副市長は予算の執行にかかわる権限があるため、利益を供与したと思われるケースや、また会社の経営が極めて悪い場合などには背任に問われる可能性があるとの意見が出されました。

今後は、市内第三セクターが主軸となり、増資を行うことが適切と考える。リニューアルする場合も、市が単独で出資することには反対であるが、何か方針はあるのかとの質問があり、単独で増資という考えはない。第三者の増資と市の出資とあわせて改修を行っていく。現時点では、市の出資割合は25%であるが、経営について物申すためには、一定割合を保有することは必要である。今後増資割合を見きわめながら、考えていきたいとの説明がありました。

災害が発生した場合に備え、積翠園を避難施設に指定することは可能かとの質問があり、防災面においても有効な施設ではないかと検討している。平成10年に建設された建物であり、耐震面や浸水被害の問題もない。厨房、浴室も完備されているので、長期の避難となった場合は、有効に使用できる。指定管理者との基本協定の中でどのように位置づけるか、市の意向としてしっかりやっていきたいとの説明がありました。

当該3件の議案に関しては、附帯決議の案も出されましたが、本委員会としては、次のことを強

く要望を付した上で、採決することとしました。

1、副市長は、指定管理後の奥濃飛白山観光株式会社の代表取締役には就任しないこと。

2、指定管理後には、市単独の増資及び市単独でのリニューアルなどを行わないこと。

3、指定管理後の当該施設は、市の避難施設として運用を図ること。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年12月16日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番、野田勝彦君でございます。当議案第151号に関する反対の立場から討論を申し上げます。

なお、これは議案第158号と一連の深くかかわった内容でございますので、それをお含みの上、お聞きいただきたいと思います。

この積翠園という言葉に要約してお話させていただきますが、この積翠園につきましては、今まで執行部のほうから市長さんのほうからも、るる説明がございまして、その歴史的な経過やあるいは現在の状況、そしてこれを無償で寄附をいただいて、そして市のコンベンションセンターを中心とする機能を持たせて安定的に経営をしたい。この趣旨には大変よく理解ができることであります。私もこれは否定をできるものではないと思っております。

ましてや、八幡を代表するお城山の中腹に位置して、最高のロケーションを有し、本当に絶好の位置にあることもよくわかります。

ですから、これは安定的にこれからも長らえて使うことができれば、確かにそれは素晴らしいことであり、いいことであることは、了解の上で、しかし、なおかつ今の状況をさまざま考えてみますと、どうしても私にはこれを賛成することができません。

その理由が以下7項目ございますが、述べさせていただきますと思います。

まず第1点でございますが、最初ですから、そもそも論から始めたいと思いますが、地方公共団体、こういう郡上市などがいわゆる出資を行いまして、事業を行う。これは第三セクターというような形をとることが多いですけれども、こういう場合は、これは御承知のことと思いますが、公共

性が非常に強い場合です。

それから、民間ではなかなか手が出せない、できない、あるいは民間の経営にはふさわしくないというような事業に限られると思います。

例えば、まだ民間ではほとんどやっていないような未開拓の事業、これをフロンティア的に市が率先してやってみるとか、そういう場合ならばまだしも、既に多くの民間の業者がこの郡上市には存在するという、いわゆる宿泊業、旅館業も含め、こういう状況の中に、あえて後から、かなり経営的には強い力を持つこの公共団体が参入するということは、よほどの事情がない限り、これは抑制的であるべきです。

この151号及び158号の議案は、その抑制を欠いた議案ではなかろうかと思います。

仮に既存の民間の事業、経営とは、例えばすみ分けをするとか、あるいは競合しないように特徴を出していく、差別化をしていくというようなこと、あるいは民間との連携を図り、相互に、一緒に繁栄できるようにと、こういうような意見もあるいはお考えもあろうかと思いますが、私はこれは、あえて言いわけと申し上げたい。

今ここでこの積翠園、そういうプランの形でやれば、当然競合せざるを得ない。これは避けられないことだと思います。これがまず第1点でございます。

2つ目です。いわゆる観光業と言われる産業、事業です。これは大変不安定な事業だと思います。これは公的にあるいは民間にかかわらず、観光業というのは、大変不安定である。これは今まで日本の社会や世代を見てみれば、非常に大きな波を受けながら、変動してきたことを考えれば、よくわかります。私たちの家計で考えても、家計を改善するには、まず第一に何を出費を減らすか、これは遊興費とかあるいは旅行とかです。どうしても必要でないものから順番に削っていくのは当然です。

ましてや、今日本の人口は、漸減をしており、これからもどんどん人口がふえていくという見通しはほとんどありません。

加えて、若者が減り、高齢化の社会の中で、ますます観光に訪れる人の増加は見込めません。これは郡上市のみならず、日本中全体同じことだと思います。

また、ならば外国からのお客さんをとという考えもあろうかと思いますが、確かに、今は、そういう傾向が顕著にあらわれております。しかしこれとて、保証の限りではありません。一時、大変話題になりました爆買い、今はどうなのでしょう。報道もほとんどされませんし、そういうような事態もだんだんと沈静化していくことは、まず間違いない。いつまでも続くことではない。

ましてや、日本への旅行者が、アジアや世界の各国が常に好景気で、どんどんふえていくという見通しは断言はできません。いつどんなショックが訪れるかわかりません。その折には、まず閑古鳥が鳴き始めるでしょう。

こうしたことを考えると、この観光事業に過大な投資というのは、大変大きなリスクを伴うということを念頭に置かなきゃならないと思います。

3つ目であります。これほどの資産を無償で寄附を受ける。このことは、私たちは説明を受けまして、納得できる部分もかなりあるのですが、しかし一般の市民から考えてはどうでしょうか。一般的に、これは相当疑念を持たざるを得ない事例だと思います。

黒字経営がもし安定的に続くのならば、まず寄附というのはなされないのではないのでしょうか。そういう声はそもそも出てこない。

寄附をするということは、この資産を今後とも保持することはメリットはないと判断してみえるのではないのでしょうか。いやむしろ、メリットどころかリスクを伴うのではないか。

これを俗にただより高いものはないとよく言います。私たち議会は、あるいは郡上市はこれを背負うことになるのではないのでしょうか。

事実、先般いただきましたこのA3の資料でございますが、この資料によれば、確かに平成27年度は100万円余の黒字を計上しております。ところが、これに書いてある、載っているそれ以前は全て700万円から1,000万円を超える大きな赤字を出しております。

27年度の100万円ちょっとの黒字は、いわばたまたま起こったこと、婚礼事業が二、三回なければ、これはなかったような黒字幅だと思います。

ということは、ずっと一貫して、ほぼ赤字経営を続けてこられた。その間、経営努力はなされたのか。当然なされていると私は思います。何もせずに放たらかすはずはありませんから、その努力の結果が、この数字なんですから、これからも好転し、黒字が見込めるという保証はかなりの確率でないと思われま。

4点目でございます。今まで説明がございましたように、この大切な施設として永続するように、経営の安定化を図るために市がこれを保有し、増改築を行い、そして安定経営を目指すということでしたが、その増改築にかかわりまして、多くは客室がその対象になるかと思われま。一部会議室等もあるかもしれま。

すなわち、これからふえるであろうと思われる外国人へ対応するために、洋室化あるいはトイレなども完備しながら、恐らくベッドもツインの部屋になるのではなかろうかと、これは想像ですが、しております。

現在8室ということですので、ツインにすれば、16名しか泊まれません。これを十二、三室にする予定だと聞いておりますが、それにしても、バス1台分の人数の収容はできないことになります。

すなわち、大幅に観光客を受け入れて、経営が改善するという体制にはならないのではないかと。ですから、今後の安定経営を考えた場合に、これは明らかに過剰投資になるであろう。また、見込み違いの投資になる可能性が非常に高いのではないかとと思われま。

5 番目です。増改築のプラン、今申し上げましたような、これに必要な投資額は、本来ならば、この151、158号につながる内容だと思います。すなわちこの寄附を受け、増改築をし、それに係る投資額は幾らか。双方の負担割合はどれだけのなか、こういうことが一連の議案としてここに登場しなければ、私は議案としては不十分だと思います。

委員会の席でしたが、副市長さんのほうから、口答の例として仮にという、断わりに次いで1億円という数字が出されました。この増改築、とても1億円で終わるとは思えません。これも想像ではありますけれども、その倍以上かかるのではないのでしょうか。そして、その負担割合も先ほど言いましたように、どれだけの負担なのか、一向にわかりません。

先方からすれば、これは市が大部分、100%とは言いませんが、それに近い数字を背負ってくれと期待をしているのではないのでしょうか。

先ほども委員会の答弁にありましたように、全額市が負担するのならば、これは反対すると。じゃ、9割ならいいのか、こういうのは何も明らかではありません。

したがって、この議案は私は不十分であると、今後改修計画や投資額や負担割合などが明らかにされて、市民に提示されて、初めて議案として成立するものだと思います。

6 番目です。市の所有物になれば、今、これは今減免になっているんですが、土地の借地料、これはなくなります。固定資産税もなくなります。その金額は年間数百万円、これは収入としてはなくなります。

最後です。7 番目、ただでさえ、今市が所有する施設、旧7カ町村のさまざまな施設を抱えて、老朽化も進みながら、この整理統合が今急速に求められて、大変重たい負債になっていると思います。そういう折に、黒字が見込めないどころか、可能性が非常に高い、こうした重い荷物を背負い込むことを、市はやっていいのでしょうか。まさに本当の意味のただより高いものになるように思います。市民の大切な税をこういうことに投資するということには、私は賛成できません。

以上で討論を終わります。

○議長（渡辺友三君） それでは、賛成討論はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） いろいろ反対の討論をされましたけれども、私たち議員は、9月29日に日置市長から全員協議会の中で、この奥濃飛白山観光株式会社からの要望についての御説明を受けました。

この中で、市有化の理由として、市民生活において、会議、講演会、発表会などの開催は市民のコミュニティー活動、文化活動等を活発にするためにも重要であり、そのための施設を市が持つことには大きな意味がある。また、今後、コンベンションビジネスを伸ばすことは、市の観光戦略上

もぜひとも必要であり、その中核施設として飲食や宿泊機能を持つホテル積翠園を市有化することには大きなメリットがある。こういう市有化の理由の説明がございました。

また、現在の積翠園の施設内容では、安定した経営は望みが難いため、市で必要な設備投資を行って、その施設の維持管理を継続させていく上で必要となる利益が上がる施設に改善する必要があるとも言われました。

今、野田議員の中で、いろいろと反対の討論をされましたが、私は、これをなくすことはそんなに難しいことではないと思いますが、この施設を市がどのように利用していくか、これを市民みんなで話し合うことによって、新しい観光のあり方、新しいコンベンションのあり方、また新しい郡上市の姿をつくっていくためにも、ここに市民みんなの知恵を出し、新しいイノベーションを起こすべきだと考えております。

したがって、この議案第151号、当然我々委員会としましては、3つの条件、附帯決議とも持っておりましたけれども、副市長が代表取締役にならないこと、またリニューアルの問題、それからもう一つは、一番大事なのは避難施設として運用をぜひとも図れるような施設をとということも考えてほしい、このようなことも要望した上で、賛成をさせていただきました。

ぜひとも議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第151号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成多数。よって、議案第151号は原案のとおり可決することに決定いたします。

◎議案第152号から議案第160号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程3、議案第152号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から、日程11、議案第160号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの9議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました9議案は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず初めに総務常任委員長、7番 森喜人君。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきたいと思います。

平成28年12月1日開会の平成28年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例5議案につきまして、平成28年12月8日開催の第6回総務常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。第152号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

この3行目を変更させていただきます。「支給率の引き上げを行い、給与の適正化を図るため」とありますが、これを「行うため」というふうに変更していただきたいと思います。

それでは、朗読いたします。

市長公室長から、平成28年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、市議会議員の期末手当について、一般職の職員の例に準じて支給率の引き上げを行うため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第153号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

これも3行目を、「行い、給与の適正化を図るため」を「行うため」に変更をお願いします。

では、朗読します。

市長公室長から、平成28年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、常勤の特別職職員の期末手当について、一般職の職員の例に準じて支給率の引き上げを行うため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第154号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、平成28年人事院勧告に基づき、給料表の増額改定及び勤勉手当支給率の引き上げを行い、給与の適正化を図るため所要の規定を整備する。また、扶養手当について、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額となるよう1万3,000円から6,500円に減額し、子に係る手当額を6,500円から1万円に増額する。受給者への影響を考慮し、平成30年度までに段階的に改定するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から扶養手当の改正による人件費への影響額について質問があり、11月の給与支給実績では、扶養手当の対象となる配偶者数は198人、子の数は633人、父母等の数は128人であり、このデータをもとに試算をすると、平成29年度は約440万円の増、平成30年度は約1,120万円の増となるとの説明がありました。

配偶者の扶養手当をなぜ減らすのかとの質問があり、人事院勧告によると、配偶者に家族手当を支払っている民間企業の割合や公務員における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること。近年、配偶者に係る手当の見直しを行った事業所の約半数において配偶者について特別な扱いをしない方式がとられていることなどを踏まえ、改正に至ったものである。

また、女性の社会進出を促すとともに、子どもに係る扶養手当を充実することにより、少子化対策が推進されるという考え方があるとの説明がありました。

医師や看護師の給与体系や待遇は自治体によって差があるのかとの質問があり、医師の給与体系は他市と比べて充実していると考えている。県北西部地域医療センターは僻地診療となることや、郡上市民病院等についても医師確保は難しいことから、待遇については考慮した給与体系になっている。看護師についても他市と同程度と考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第155号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

理事兼総務部長及び総務課長から、平成30年度までの3カ年で、現在の音声告知端末を、防災行政無線による戸別受信機にかえるための関連工事を本年度から実施しており、本年度は第1期工事として、親卓設置の更新、屋外受信装置（屋外拡声子局）の増設、移設等を行うこととしているため、それに伴って屋外受信装置の位置、名称を示す本条例の別表を改正するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、子局のスピーカーを使って地域だけ放送する機能は残るのかとの質問があり、こうした機能は何ら変わらず、整備後も残るとの説明がありました。

アンサーつき子局からの無線通信の操作方法について質問があり、操作は鍵のかかっている箱をあけて行うものであり、難しい操作ではなく、箱の中に写真入りの操作マニュアルを整備しているので、それに従って操作していただくことができ、鍵は自治会にも預けてある。アンサーつき子局が設置されている地区の自治会には、この機能を周知し、操作について訓練するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第156号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

理事兼総務部長及び税務課長から、個人市民税及び法人市民税について、減額更正申告を行った後に、増額更正または増額修正申告を行った場合は、その期間は延滞金の計算期間から除くこと。特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合、1万2,000円を差し引き、8万8,000円を限度に特例医療費控除として選択して控除できることの追加、軽自動車税を燃費性能に応じて減税するグリーン

ン化特例を1年延長することとする改正など、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を改正するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から特定一般用医薬品等とはどのようなもので、どういった場合に所得控除されるのかとの質問があり、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用されたOTC医薬品を購入した場合、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行う個人に対し、その購入費用について特例医療費控除を受けることができるとの説明を受けました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年12月16日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 続いて、産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） それでは、産業建設常任委員会報告をいたします。

平成28年12月1日開会の平成28年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、平成28年12月12日開催の第5回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第157号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、財務省より取得済みの吉田第2住宅及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より取得予定の那留住宅を管理、運営するために追加規定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から那留住宅は30戸のうち10世帯が入居予定で、残り20戸分が空き部屋となるが、今後の入居予定について質問があり、今まで、売買や整理統合のため入居を停止していたが、2月1日から入居としてこれから募集することになるとの説明がありました。

現在入居している世帯について、今後市有住宅となることによって家賃が安くなるとのことであるが、条件が変わった場合の対策はどうかとの質問があり、雇用促進住宅は入居年数が長ければ家賃が上がる体系であったが、市有住宅は毎年の所得に応じて家賃が変わることになる。入居者には既に説明をしており、家賃体系を選択できるようにしてあるとの説明がありました。

取得する財産は住宅のほかに集会所なども含まれているかとの質問があり、集会所、管理室及び駐輪場など全て含まれているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第158号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例

の制定について。

本議案に関しては、議案第151号と関連しているため、一括議題として経過報告をいたしましたので、結果のみを報告いたします。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第159号 郡上市清流長良川等保全条例の制定について。

環境水道部長から、日本有数の清流である長良川を初めとする市内の河川を次世代へ継承するため、清流長良川などを共有の財産として保全することを目的に条例を制定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から汚濁行為を防止するためには、看板の設置や監視員の手配も必要となるのではとの質問があり、本条例は理念条例であり、実務の詳細までは定めていない。実施する中でケースバイケースで判断していきたいとの説明がありました。

水質基準調査の実施について質問があり、現在、県が長良川と吉田川との2カ所で年12回調査を実施しており、市はそれ以外の河川を含めた22カ所について年4回調査をしているとの説明がありました。

ラフティングとの関連について質問があり、ラフティングの利用者のごみ処理は適正に行われているため、条例の中では、「キャンプ、バーベキュー及び釣り等の河川利用者」としている。マナーについては条例第5条において、「相互が円滑に協力し合える」という理念を定めており、さらには第8条において事業者の責務も定めているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過の結果について報告いたします。平成28年12月16日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 続いて、文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年12月1日開会の平成28年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、平成28年12月9日開催の第6回文教民生常任委員会において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第160号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に用いる基準について、合計所得金額から長期または短期譲渡所得に係る特別控除額が控除で

きることになったため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から条例を改正することによる介護保険料収入への影響について質問があり、市の事業による収用等の件数は把握しているが、国県事業によるものもあることから、介護保険料収入への影響額の試算は難しいとの説明がありました。

第２・第４段階の介護保険料について質問があり、介護保険法施行令第39条の規定に基づき、郡上市が独自の保険料率を設定しているとの説明がありました。

政令改正の施行期日は、平成30年４月１日であるが、被保険者の負担軽減を前倒しして行う状況にあるのかとの質問があり、土地収用等で介護保険料が高額になる被保険者の負担を軽減するため、条例を改正することで、施行期日を１年前倒ししたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年12月16日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第152号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

議案第152号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第152号は原案のとおり可とすることに決定いたします。

議案第153号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第153号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認め、よって、議案第153号は原案のとおり可とすることに決定いたします。

議案第154号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第154号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第154号は原案のとおり可とすることに決定いたします。

議案第155号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第155号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第155号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第156号 郡上市税条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第156号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第156号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第157号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第157号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第157号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第158号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の制定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番、野田でございます。議案第158号でございますが、討論通告をいたし

ましたが、先ほどの第151号と重複しますので、先ほどの討議にかえまして、これについてはここでは申し述べることはいたしませんので、どうかよろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 先ほどもいろいろと反対討論を申されました。私は自分自身も観光事業にかかわっておりますのでよくわかるんですが、日帰りの方が落としていくお金は約6,000円と言われております。一方で滞在型の観光客の落とされるお金はその4倍から5倍だと言われています。

私は、郡上市というのは、もう少しいろんなものを利用して、滞在型の観光に変わっていくべきだろうと、今後、そう思っております。

また近くには伝建地区もあります。それからスキーであり、山があり、自然があり、いろんな意味で滞在型の観光を目指せるだけの素地が郡上市にはあります。

その一つの目玉として、いろんなことをみんなで知恵を絞ってやっていくということは、今後本当に必要なことだと思っていますし、またもう1点、前からも言っておりますが、郡上市の農家レストランといった面もあります。いろんな利用の仕方がこの積翠園という、地域を利用して、可能性を秘めていると思っておりますので、市民全員の知恵を絞って、こういった施設を上手に使うべきだと思います、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第158号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成多数と認め、よって議案第158号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第159号 郡上市清流長良川等保全条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第159号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第159号は原案のとおり可とすることに

決定いたしました。

議案第160号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第160号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第160号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第170号から議案第181号までについて（委員長報告・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程12、議案第170号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定についてから、日程23、議案第181号 すみれ作業所及びぼぷらの家の指定管理者の指定についてまでの12議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました12議案は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） それでは、委員会の報告をいたします。

平成28年12月1日開会の平成28年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会において審査を付託されました指定管理者の指定10議案につきまして、平成28年12月12日開催の第5回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第170号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、一般財団法人郡上八幡産業振興公社を郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡博覧館、郡上八幡サイクリングターミナル、郡上八幡城及び郡上八幡城下町プラザの5施設の指定管理者とするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員からは指定管理者はどのように決定したのかとの質問があり、指定管理者の選定は公募と指定があるが、郡上八幡産業振興公社については、これらの施設を管理するためにつくられた団体であるので、公募を介さないで指定しているとの説明がありました。

指定管理者の運営に市はどこまで関与しているのかとの質問があり、市の建物を使用して経営するが、経営方針は会社で行い、市との協議はケースバイケースであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第171号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上大和総合開発株式会社を郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアム、やまと温泉やすらぎ館、郡上市道の駅・古今伝授の里やまと及びくつろぎ広場及び郡上市ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設の4施設の指定管理者とするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から指定管理が複数の施設にまたがる場合は、連結決算を踏まえ個別の決算を考察する必要があると考えるとの質問があり、決算については会社としてトータルで出てくる。平成27年度は赤字となっており、道の駅ルールや温泉単体の中でマイナスが出たことを加味して考えているとの説明がありました。

やまと温泉やすらぎ館がリニューアルしたが指定管理料に反映されるのかとの質問があり、経営状況を見てからとなるため、平成30年度以降に反映されることになるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第172号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について。

商工観光部長から、株式会社伊野原の郷を指定管理者とするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から隣接する冒険の森との連携について質問があり、冒険の森の利用者が当該施設で食事をとるなど相乗効果があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第173号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか3施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、協同組合高鷲観光協会を郡上市ひるがの高原多目的広場、郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設、郡上市ひるがの湿原植物園及び高鷲吼高原スポーツ広場の指定管理者とするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員からラグビーのセンターハウスをつくると聞いているが指定管理のルールで行うのかとの質問があり、ワールドカップの合宿誘致としてセンターハウスを建設するが、指定管理者の建設負担金は考えていないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第174号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、株式会社明宝マスターズを指定管理者とするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第175号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、和良運動公園管理組合を指定管理者とするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第176号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定について。
本議案に関しては、議案第151号と関連しているため、一括議題として経過報告をいたしましたので、結果のみを報告いたします。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第177号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、隣接する道の駅や温泉施設の指定管理者である郡上大和総合開発株式会社を指定管理者とするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から当該施設の利用者は指定管理者と違うのかとの質問があり、使用者は一般社団法人郡上旬彩館であり、施設の指定管理者である郡上大和総合開発株式会社へ利用料を払っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第178号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、株式会社ハイウェイたかすを指定管理者とするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第179号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、株式会社牧歌コーポレーションを指定管理者とするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年12月16日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 続いて文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 平成28年12月1日開会の平成28年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定2議案につきまして、平成28年12月9日開催の第6回文教民生常任委員会において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第180号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、郡上市八幡デイサービスセンター、郡上市八幡おなび生きがいセンター、郡上市大和保健福祉センターやまつつじ、郡上市白鳥デイサービスセンター、郡上市白鳥東部デイサービスセンター、郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山、郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑、郡上市美並健康福祉センターさつき苑及び郡上市明宝デイサービスセンターについて、指定する団体及び指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から各施設の建設年次及び耐震化について質問があり、全ての施設が平成以降の建設であり、耐震基準を満たしているとの説明がありました。

各施設の収支の差について、配置職員数とは別の要因は考えられるのかとの質問があり、配置職員の勤務年数等による人件費が大きな要因と考えるが、計画的に行っている機器や設備の更新に当たっては、一定割合を指定管理者が負担していることから、年次によって収支の差が生じているとの説明がありました。

複数の民間事業所との競合や、公の施設の老朽化による修繕費用等を考えると、今後は施設数や定数の見直しが必要となるのかとの質問があり、高齢者数は数年後をピークに減少していくものの、介護サービスが必要となる認定者数は、その後も増加するものと予測している。当面は施設数、定員ともに大きな変動はないものとするが、民間施設の利用状況を踏まえつつ、必要とされる介護サービスの維持に努めたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第181号 すみれ作業所及びぼぷらの家の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、すみれ作業所及びぼぷらの家について、指定する団体及び指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から利用者の生産活動や公の施設の調達状況について質問があり、郡上市障害者就労施設等からの物品等の調達方針において優先調達の年間目標額を100万円と定め、消耗品等物品の購入や公衆トイレ清掃の業務委託を通じて目標を達成している。今後は優先調達推進員を選任するなど、障害福祉サービス事業所からの優先的な物品調達に積極的に取り組みたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年12月16日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第170号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第170号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第170号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第171号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第171号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第171号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第172号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第172号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第172号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第173号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか3施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第173号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第173号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第174号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第174号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第174号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第175号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第175号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第175号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第176号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第176号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第176号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第177号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第177号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第177号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第178号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第178号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第178号は原案のとおり可とすることに

決定いたしました。

議案第179号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第179号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第179号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第180号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第180号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第180号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第181号 すみれ作業所及びぽぷら家の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第181号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第181号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。開会は11時を予定いたします。

(午前10時42分)

○議長(渡辺友三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時58分)

◎議案第183号について(委員長報告・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程24、議案第183号 財産の取得についてを議題といたします。

産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成28年12月1日開会の平成28年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の取得1議案につきまして、平成28年12月12日開催の第5回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第183号 財産の取得について。

建設部長から、自力で住宅を確保することが困難な住宅困窮者に対して、公的賃貸住宅を供給するため財産を取得するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年12月16日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。議案第183号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第183号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第183号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第10号から陳情第4号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程25、請願第10号 原子力発電からの速やかな撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書採択についての請願書から、日程27、陳情第4号 「「高額医療費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情までの3件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3件は、所管の常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず初めに、産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5 番 山川直保君。

○5 番（山川直保君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年12月 1 日開会の平成28年第 5 回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願関係 2 議案につきまして、平成28年12月12日開催の第 5 回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第10号 原子力発電からの速やかな撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書採択についての請願書について。

紹介議員から、東日本大震災による福島第一原発の被害の実態は報道されていないが、これからどういう影響や問題が出てくるか、チェルノブイリに倣うべきである。

また、国民は高レベルの核廃棄物や廃炉に係る莫大な費用が上乗せされた電気料金を払わされることになる。原発のランニングコストは安い、廃炉費用を合わせると結局一番高い電気料金になる。大震災以来、900件以上の請願が全国の自治体から出されている。郡上市議会も平成24年度に「原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書」を出していただいているが、今回はより深刻な事態を受けて速やかな撤退を求め、そのかわりに自然エネルギーを大いに進めていただきたいとの説明がありました。

また、請願団体の代表者から、世論調査を見ても、鹿児島や新潟の県知事選の結果を見ても、原子力発電について国民の声は「反対」である。福島から避難した子どもたちへのいじめも取り沙汰されている。原発事故は自然災害ではなく人災である。福島で起こったことが他では絶対に起こらない保証はない。一般の人々の声を十分聞いた上で良識ある判断をしていただきたいとの発言を受けました。

委員から、請願事項にある、原子力発電から速やかに撤退するという意見は理解しがたい。今は原子力発電をとめることではなく、日本の最高技術を結集し、技術を駆使して廃棄物の処理をすることが先決である。意見書を出すということは議会も責任を持たなければいけないということであり、そうした行動ができるかどうかである。請願の願意はわかるが、このままでは採択できないとの意見がありました。

紹介議員の説明のとおり、原子力を必要としない社会を一刻も早く望むことは理解できる。現在、政策立案を進める会でも自然エネルギーについて真剣に取り組んでいる。そうした取り組みも取り入れた意見書を出してはどうか。政府は政府としての理由があり、我々は郡上市のことを考えて違う立場のことも意見書に盛り込み、3月にもう一步進めた意見書を出してはどうかとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定いたしました。

陳情第3号 免税軽油制度の継続を求める陳情について。

議会事務局に陳情書を朗読させ、3年前にも当該制度が平成27年3月末に廃止されないよう意見書を提出した状況と、その特例措置が平成30年3月末で切れるため継続を求めるものであるとの説明を受けました。

委員から、郡上市にとってはスキー場など観光産業に影響が及ぶことであるので、ぜひとも引き続き国の施策として免除されるよう意見書を出すべきであるとの意見がありました。

また、林業についても、市内で大型製材工場が稼働していることから、プラスになることであるので継続して意見書を出していきたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で本件を採択することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年12月16日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 平成28年12月1日開会の平成28年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました陳情1議案につきまして、平成28年12月9日開催の第6回文教民生常任委員会において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

陳情第4号 「「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情について。

事務局から、陳情書の内容と近隣他市の取扱状況について説明を受けました。

審査の中で、委員から陳情の趣旨は理解できるが、郡上市内において経済的な理由で医療機関を受診できない実態等の確認を経てから、国に要望すべきとの意見がありました。

一方で、高齢者の医療費が増加している中、次世代の負担増につながることをないよう経済的に余裕のある人には相応の負担をいただくことにより、経済的弱者を締め出すことをない政策が求められるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で、本件は継続審査を要することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年12月16日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

請願第10号 原子力発電からの速やかな撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書採択についての請願書に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番、野田でございます。それでは、請願第10号につきまして、この請願の採択を求める立場から討論を申し上げます。

今さら原子力発電の危険性について御説明申し上げるまでもありませんので、それは省略いたします。ただ拡散される、特に事故の場合、今回の福島のような事故の場合に拡散される放射能が人体にどのような影響があるかについては、これは委員会でも申し上げたんですが、かなり報道されておらないのが実態であります。

これは、放射能障がいというのは、我々が想像する以上にはるかに大変恐ろしいものである。これはチェルノブイリの周辺の住民の事例を見れば、本当に背筋の寒くなる思いがいたします。

我が日本においては、とりあえず福島県を中心に、子どもたちの甲状腺がんの若干の増加という程度にとどめられておりますが、果たして将来はそれでおさまるのかどうなのか、非常に危惧されるところであります。

そういうことも含めて、とにかく私たちはこの日本の社会から原子力発電という危険極まりないものを一刻も早くなくしていく方向の努力が大事かと思うのであります。

そして、最近でも報道されましたように、福島の事故にかかわる補償やあるいは処理、事故処理については、莫大な費用がかかる。21兆円という莫大な金額が算定されておりますが、これは到底そんな数字ではおさまらないというのが、大方の見通しでございます。

ましてや、つい二、三日も、原子力発電が始まったときにさかのぼって国民に負担を求めている。とんでもないような政策も出てきておるわけであります。

もはやこの原発、原子力発電は期限を設けて廃炉にする。もっとも規制委員会も、みずから期限を設けて、みずからそれを延長しているのですから、世話のない話ですが、期限を設けて規制をしていくとか、あるいは安全審査を厳格にするとか、あるいは避難計画を十分に練って策定するとか、こういうことを理由といいいますか、言いわけとして述べておりますが、私に言わせれば、これは第二次安全神話であると。こんな段階で原子力の延命を図るべきではない。速やかにこれは撤退をし、直ちに撤退とは申しません。速やかに撤退し、そして運転によるリスクを、今現在運転しているという最大のリスクをまずなくすことなんです。

原子炉が停止している状態と運転中とでは、そのリスクは全然違いますので、まず停止することなんです。そして停止状態から一気に廃炉というわけにはいきませんから、これは計画的に廃炉を

していく。こういう策定を進めるしかないのです。

委員会の今の報告の中でも、廃棄物の処理が先決であると。あたかも運転は許容しているような表現ではありますが、これはとんでもない議論だと私は思います。運転もとめて、なおかつ最高度の知識や研究成果を駆使して廃炉へ進むべき。これは同時に進行しなければならない事態であります。

一方で、運転を続けて、危険な廃棄物をどんどんつくりながら、一方で廃棄をしていく。これではつじつまが合いません。

もし、日本の社会において、今電気が足らなくて、私たち生活もあるいは病院の手術も大変な事態になるならば、そういうこともあり得るかもしれません。すなわち運転を継続しながら廃棄をする。

でも、そうではありません。今日本においては十分電力は足りておりますし、1回も電力不足になって停電したということはないんです。ましてや、御存じのようにあちこちで太陽光の利用も大いに進んでいます。ささやかながらも水力の利用も進めています。

ですから、今後とも原子力がベースロード電源である必要は全くない。どこにこの危険を冒して進む必要があるのか。

もう一つ申し添えますが、委員会の議論の中で、私たち議会が意見書を提出するには責任が伴うという発言がありました。私はちょっと不審に思い、私のできる限り、その後調べてみました。憲法はもちろんのこと、どの法令を見ても、意見書に責任が伴うというのはありませんでした。もしあったら教えていただきたい。

意見書を受けた政府、国会は、これに拘束されることはありません。国会政府は、これをどうするかは国会政府の自由意思であります。責任を問われることはありません。

私は、個人的には、むしろこの危険リスクをこのまま続けるというようなこの請願の不採択のほうで市民に対する責任があるのではないかとさえ思います。

既に表現の違いはあるにしろ、先ほどありましたように、全国で900以上の自治体がこの意見書を出しております。平成24年に我が郡上市議会、私は存在しておりませんでしたが、再稼働についての慎重な取り扱いを意見書として出しておられます。私は先見的だったと思います。

今回は、さらに一步進めて、この日本の情勢の中で、原発からの速やかな撤退というこの意見書を、ぜひとも英断をもって採択していただきますよう強くお願いを申し上げます。

以上で討論を終わります。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 山田であります。委員長の不採択のほうの討論をさせていただきます。

原子力発電からの速やかな撤退と自然エネルギーの転換を求める意見書採択についての請願書であります。このことについて、委員長は不採択であります。そのことにつきまして、私も不採択の討論をさせていただきます。

今、国の施策として、原子力発電につきましては、徹底的な省エネ対策あるいは再生エネルギーの最大限の導入によって原子力発電の比率を低減させるということが基本的な政策の方針であります。その中には、安全性、それから電力の安定供給、それから経済効率性、そして環境の適合であります。そのことに含めて政府は方針を立てており、いつまでに撤廃という期限が切っております。

そういった中から、特に福島地震によりますところの事故を含めて、先ほど言われましたように、24年に郡上市議会としては、原子力発電の再稼働については特に当事件の十分な検証、そして不安解消に向けた安全の基準、安全性及び再稼働の必要性等について国民的な理解を得た上で行うことを強く求めるという意見書であります。

そして、議会としてのもう1点、25年に出しておりますが、原子力発電所の原発事故については、これはそれぞれ言われるとおり、我々も議会としても非常に危惧をいたしながら、自然界に重大な被害を与える放射能のことについてであります。

こういったことは危険性が最初からわかっていたにもかかわらず、これは今の社会の豊かさと引きかえに、安全性を犠牲にした。これは大人の起こした人災であるということも議会からそのような文書も出しているわけであります。

また、この放射能についてであります。先ほど賛成議員の野田議員のほうからは、処理ということでもありますけれども、処理をする、このことは政府としてももんじゅについてそのことを研究を至っておりますけれども、最終的にことしそれが廃炉となることになりました。結局まだ技術が至っていないというわけであります。

だから、国においては、世界に先駆けて英知を結集して、最高の科学技術をもってこの問題を解決しなければ、日本のあすはないということを文面に郡上市議会もうたっております。

そんなことを含めて、核の安全性、廃棄物の管理処理、未来を見据えた多様なエネルギーの開発ということで、これは25年の文書に上げております。

そういったことを踏まえますと、願意のことについては全く、今出された意見書を求める願意については、全く同じことであり、またそれよりももっと日本として取り組むことの、まだ大事なことも一緒にここにあわせて書いているところであります。

そこで、先ほど言われましたが、意見書についての議会の責任のことを言われましたが、委員会のときに、意見書の責任というよりも、請願書について、ちょっとここで余談になるかも知れませんが、意見を述べさせていただきます。

請願については、願意が妥当であるか、あるいは実現の可能性があるか、さらには地方議会の権限が及ぶ、そういった事項に属する事項であるかということでもあります。

そういったことに、その緊急性、あるいはごく近い将来にやっぱりその請願を採択すれば、実現の可能性のことをしっかりと解釈をしなければならないと思います。

また、議会の責任ということがさきのことにあわせてありますけども、請願ということに採択したことによって、それで請願は終わることではありません。請願を受けたことによって、意見書を出すんですから、そのことに含めて、住民の要望に応じて、その実現を図ることが議会としての責任なんです。

だから、請願者自体も、採択されたから全て直ちに問題が解決するというようなこと、あるいは実現をするという誤解があってもなりませんし、結果的には、相当期間経過しても実現せず、かえってそのほうが議会の責任を問われる。

そのようなことでありますので、そういったことについては、やはり不採択とするのが、割り切ることが大事であります。

そのようなことで、今回のこの請願の速やかな撤退と自然エネルギーの転換を求める意見書の採択についての請願書は不採択とすることで議会議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 討論は1回です。そのほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

請願第10号に対する委員長の報告は原案を不採択にすることではありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 起立少数、賛成少数と認めます。よって、請願第10号は不採択といたします。

陳情第3号 免税軽油制度の継続を求める陳情に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

陳情第3号に対する委員長の報告は原案を採択するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

陳情第4号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

陳情第4号に対する委員長の報告は継続審査とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

◎議発第15号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程28、議発第15号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長(長岡文男君)

議発第15号

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について

郡上市議会会議規則(平成24年郡上市議会規則第2号)の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月16日提出

提出者 郡上市議会議員 清水 敏 夫

賛成者 郡上市議会議員 古 川 文 雄

賛成者 郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議長 渡辺友三様

提案理由

協議又は調整を行うための場の変更に伴い、会議規則の適正化を図るよう所要の規定を整備するため、この規則を定めようとする。

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則

郡上市議会会議規則(平成24年郡上市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表議会改革特別委員会幹事会の項を削り、同表議会報告会運営会議の項構成員の欄中「議長、副議長及び議会運営委員会の委員長及び副委員長」を「副議長、議会運営委員会の委員長及び広報広聴特別委員会の委員長」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月19日から適用する。

裏面につきましては、新旧対照表でございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで提案者の説明を求めます。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） それでは、議発第15号の一部改正規則につきまして、若干の提案説明をさせていただきます。

事務局長から今朗読いただいたとおりでございますが、過日7日に議会改革特別委員会を開催をいたしまして、事務局と協議する中で、会議規則の別表の2カ所につきましての、一部改正をお願いするものでございます。

1点目は、議会改革特別委員会の幹事会というものを設けておりましたが、今回第4期目の市議会の構成に当たりまして、構成委員が皆さんの御意見の中で修正をされておりました、かつては全員の議員が参加をした議会改革特別委員会で行ってまいりましたので、幹事会というものを設けておりましたが、今期からは第4期からは特別委員会の定数を減らして半分にしておりますので、あえて幹事会は要らないということから、現在議会改革特別委員会の構成で行っているということで、この幹事会の部分を削除させていただきました。

それから、2段目のことにつきましては、議会報告会の運営会議でございますが、これも旧のほうでの構成会議から議長さんと副委員長さんを省きまして、今期からは議運の委員長さん、それから広報広聴の特別委員会の委員長さんという形でスタートしておりますので、これは適用日を4月19日というふうにさせていただきましたが、現状の会議の構成に合わせまして、一部を改正するものでございますので、御同意のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議発第15号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議発第15号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議報告第10号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程29、議報告第10号 中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会及び広報広聴特別委員会の視察研修報告を別紙のとおり提出いたしましたので、お目通しいただき、報告にかえさせていただきます。

◎議報告第11号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程30、議報告第11号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といたします。

議員派遣報告書を別紙の写しのとおり提出いたしましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎議報告第12号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程31、議報告第12号 諸般の報告について（行政監査の結果）を議題といたします。

行政監査結果が監査委員より別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 議報告第12号の監査の報告について、一つお聞きしたいのですが、お許しいただけますでしょうか。

○議長（渡辺友三君） はい。監査委員の報告。

○5番（山川直保君） 代表監査委員にちょっとお聞きしたいわけですが、ここに一番裏面の3ページを見ていただきますと、特にこの白山文化博物館、これに関しましては、決算時のときも、私も指摘させていただいた経緯がございますけれども、この冬期間には1日3人未満ということで、非常に少ないということが書かれております。

そして、その下には、これからは開館時間の縮小とか冬期間の閉鎖を検討することが必要と考える。非常にネガティブな意見でございまして、なぜこういう意見が出るかということを考えると、もちろんここには人が配属されておりまして、ランニングコスト等もかかる。そういったものからかも知りませんが、郡上市が来年白山開山1,300年を迎えるというときのこの監査委員さんからの報告、これに対して、監査委員さんにお聞きしますけれども、執行部はこれを受けて、さっと何かこれ、動かれようとする回答とか姿勢が見られたかどうかをちょっとお伺いしたいわけですが。

○議長（渡辺友三君） 大坪監査委員。

○郡上市代表監査委員（大坪博之君） 山川議員の質問に御報告しますが、これを意見書について、それぞれ担当者からそういったあれはまだございませんが、こういった形で今後、ランニングコスト等考えると、こういったことを考えていただきたいということで、御報告させていただきましたが、下にも書いてありますように、隣接にはそういった道の駅、またそういった長良川あゆパークが開設されるので、それに基づいたそういった併合して今後利用、入場者数の入館者をふやしていくようなことを考えていただきたいということで御報告をさせていただいた次第でございます。

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） これは10月26日に監査されておりまして、その関係部署の担当者も出席されておりまして、そのことを聞く中で、そういった、どうしてこんなやというような、監査委員さんからのそういう指摘の中ではあったのではなかろうかというふうに想像はいたしますけれども、これは、例えば美並のふるさと円空の館よりも少ないわけなんです、ずっと。一番お金がかかっている、一番市の中心の郡上市が誇る一番の主たる柱たる文化の施設ですよ。これに何の反応も教育長さんも何もこれ、反応されていないように感じるんですけど、全く反応されていない。これはもう早急に取り組んでやり切るべきでありまして、このような監査意見を出されること自体、執行部はどうされてるのでしょうか。何とかそれを当てようという、まともにこの1,300年のイベントのさなかですよ。どうしたことですか、これ。ちょっと所見を伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 山川議員に申し上げますが、これはあくまでも監査の報告でございますので、詳細につきましては、委員会等での今後の機会をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、報告にかえさせていただき、ここで日程の追加をしたいと思います。

議発第16号 免税軽油制度の継続を求める意見書を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認め、日程に追加します。追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

◎議発第16号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程32、議発第16号 免税軽油制度の継続を求める意見書を議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

議発第16号

免税軽油制度の継続を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成28年12月16日提出

提出者 郡上市議会議員 山 川 直 保

賛成者 郡上市議会議員 原 喜与美

賛成者 郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議長 渡辺友三様

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」）は、船舶、鉄道、農林業、製造業など道路を走らない機械燃料の軽油にかかる軽油取引税（1リットル当たり32円10銭）を申請により免除するものである。これまでも郡上市のスキー場産業をはじめ、農林業などさまざまな産業の経営に貢献しているが、平成30年3月をもって廃止される状況にある。

とりわけ、本市の冬季の重要な柱であるスキー・スノーボード等の観光産業では、スキー場ゲレンデ整備車、降雪機などに使う軽油がこの免税軽油制度の対象となっており、経営が厳しい中で、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するためには必要不可欠な措置である。

また、木材の生産はもとより、水源の涵養や生物多様性の保全、地球温暖化防止などの公益的機能を有する森林が面積の9割を占める本市においては、平成28年3月にも「免税軽油制度における林業者の対象制限の緩和を求める意見書」を提出したところである。

今後この免税軽油制度が廃止されると、本市のような中山間地域の産業の柱であるスキー・スノーボード等の冬季観光産業や農林業などの経営は大きな負担増を強いられ、今でさえ経営が困難な観光産業、農林業がますます深刻な状況になることは避けられず、地域経済に計り知れない影響を与えることになる。

よって、国においては、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、現行の免税軽油制度を平成30年4月以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、提案説明を求めます。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 提案の説明をさせていただきます。

ただいま議会事務局長が朗読されたこの趣旨の内容のとおりでございますけれども、実際、私ども産業建設委員会としての所管の中でもありますこうしたスキー産業というのは郡上市にとって本当に柱の産業でございます。

私が個々によりますヒアリングの調査におきましても、各スキー場の経営者もしくは担当者、数カ所のスキー場の方からも聞き取らせてもいただきましたけれども、特にこの制度は非常にありがたいことでありますし、経営のためには、非常に寄与することであるということでございます。

特に昨年のような雪不足に見舞われた年とか、自然相手でございますので、そうした準備もかわる中、もう既にかかっておる経費等もある中、こうしたリッター当たり32円10銭の軽減をいただくことは、継続を是が非でもされたいということを思っております。

平成28年3月には、林業関係の機械の500立米以下の搬出者に対しても、こうした制度を適用されたいという意見書も出しましたが、30年末をもって廃止されるということでありまして、本市はもとより、県内を見ましても、飛騨・高山市等も同じくこうした意見書を出されておりますので、郡上市議会、おくれをとることなく、この意見書を政府に対して提出したいものと思います。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議発第16号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議発第16号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議発第16号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議発第16号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで市長より御挨拶いただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成28年の第5回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る12月1日開会以来、本日に至りますまで、16日間にわたり終始慎重に御審議をいただき、提出議案の全てについて御決定をいただきましたことを、厚く御礼を申し上げます。

審議や採決の過程あるいは一般質問等でいただきました御意見や御提案につきましては、真剣に受けとめ、市政運営の上で、十分踏まえてまいりたいと存じます。

なお、昨日頂戴をいたしました3常任委員会からの提言につきましても、新年度の予算編成等に当たって、真摯に検討してまいりたいと存じます。

これから年末年始の慌ただしい時節を迎えようとしております。また、寒さも一段と強まってまいると存じます。議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして、御活躍くださいますよう、そしてよいお年をお迎えくださいますよう祈念申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（渡辺友三君） 平成28年第5回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は12月1日から本日まで16日間にわたりまして条例関係、補正予算、また市政の諸案件

につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げます。

また市長初め執行機関の各位におかれましても、真摯な態度をもって審議に御協力いただき、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から出ました一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員並びに執行者各位におかれましては、年末年始、何かと御多用と思いますが、健康には十分御留意いただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。まことに御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で本日の会議を閉じます。これをもって平成28年第5回郡上市議会定例会を閉会といたします。御苦勞さまでした。

（午前11時48分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江